

# 吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例骨子（案）に対する ご意見の内容とそれに対する市の考え方

吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例骨子（案）に関するパブリック・コメントを実施した結果、1件のご意見をいただきました。提出された貴重なご意見について十分に検討の上、それに対する市の考え方を次のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

なお、「吉川市個人情報の保護に関する法律施行条例骨子（案）に対するご意見の内容とそれに対する市の考え方」については、市ホームページ、庶務課窓口及び市役所1階市政情報コーナーでも閲覧できるようになっております。

皆さまからの貴重なご意見ありがとうございました。

## 1 募集期間

令和4年9月22日（木曜日）～令和4年10月21日（金曜日）

## 2 意見提出状況

- (1) 提出者数 1名
- (2) 意見件数 1件
- (3) 意見提出方法の内訳

提出方法	件数
郵送によるもの	0件
ファクスによるもの	0件
電子メールによるもの	1件
意見箱に投函されたもの	0件

ご提出いただいたご意見につきましては、住所・氏名などの個人が特定され得る情報を除き、原則として全文そのまま転記したものを掲載しています。

【担当】 吉川市総務部庶務課文書担当  
電話 048-982-9472（直通）  
FAX 048-981-5392

### 3 提出のあったご意見の内容とそれに対する市の考え方

No.	ご意見	ご意見に対する市の考え方
1	<p>添付の様式第1号(第4条関係)無料利用申請書の2ページ目の添付書類の4.名簿の要求事項は、「団員の住所、氏名、生年月日は正確にご記入ください」となっています。</p> <p>このように、詳細な個人情報を要求する書類には、取り扱う側の宣言文を明記して頂きたい。</p> <p>例えば、添付書類のどこかに、実施機関の個人情報取扱事務要領の中に、宣言文を書くことを明記して、「個人情報は、本目的だけに使用するもので、外部流出はありません。」というような、宣言文を入れていただくのが、よろしいかと。</p> <p>※添付書類省略</p>	<p>個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)では、「個人情報を本人から書面により取得する際の利用目的の明示(法第62条)」、「利用目的以外の目的のための利用及び提供の禁止の原則(法第69条第1項)」といった規定が設けられており、これらの規定を適正に運用することにより、個人情報について必要な保護が図られるものとなっております。</p> <p>利用目的の明示につきましては、ご意見を頂きました申請書等の様式にあらかじめ記載しておく方法のほか、窓口における掲示や口頭による方法などにより行うことも考えられます。また、本人から取得した個人情報は、明示した利用目的のために利用されることとなりますが、本人の同意があるときや、本人の生命、身体又は財産を保護するために必要があるときなどは、必要最小限の個人情報を第三者や他の部署に提供する場合がございます。</p> <p>頂いたご意見につきましては、個人情報保護制度の運用に当たっての参考とさせていただき、個人情報を取り扱う事務ごとの実情に応じて適切に対応してまいります。</p>